

「システム分らない」…でも安全です??

—マイナンバー制度の問題点—

4/17 臨時県議会での質疑

10月から自治体間の情報連携が始まります。議案第一号・第二号はマイナンバーが付いている特定個人情報の連携の為其の事務の権限を市町村に移譲するものと、独自利用における情報連携の記録（共通番号法23条）の目的外利用を認めない旨の条例改正です。マイナンバー制度の問題点を質問しました。

Q：国によるマイナンバーをマスター・キーとした情報の一元管理の危険性をどう防ぐのか？

答：個人情報は各行政機関で保有し「情報提供ネットワークシステム」を介しての照会・提供という“分散管理”です

批判：分散管理なら今までのセパレートモデルでよいはず。マイナンバーと言う一つの番号で紐付けするフラットモデルですから情報連携の間に団体内宛名番号・機関符号を挟んでも一元管理です。

Q：情報漏えいでの成り済まし犯罪をどう防ぐのか？

答：通信の暗号化や罰則強化、厳格な本人確認があるので・・・

批判：騙された高齢者がマイナポータルで情報を見せてしまつた時は、とんでもない犯罪（なりすまし犯罪）に繋がっていくことへの対応が無い。

Q：各自治体の中間サーバーはクラウド化され全国の二カ所に集約されます。中間サーバーのデータセンターはどのような仕組みになっているのか？サイバーアクセスされたら大変なので？

答：中間サーバーの仕組みについては開示されておりませんが…対策が講じられているものと認識しています。

批判：“仕組みがわからないけど、万一情報が流出した場合でも実害が及ばないように対策が取られている”と言うのはなぜ？国が造ったシステムなら安全と思うのか？

Q：各自治体「全国知事会・全国市長会・全国町村長会」が係る“地方公共団体情報システム機構”（J-LIS）がマイナンバー制度のほとんどを管理運営しています。度々トラブルを起こしているがなぜだか情報公開されていない？

答：行政機関の情報公開法に準じて情報公開を実施しています

批判：非開示事項が多く情報が公開されない状況が続いているので、今般の国会でJ-LIS法の改正法案で情報公開のことが要求されている事をどう考えるのか？千葉県だけに公開されているのだろうか？

Q：“住基ネットは①番号が見えない②民間で使わない③情報連携をしないので一元管理ではない”と合憲判決が最高裁で出された。しかしマイナンバー制度は①番号が見える②民間でも使う③情報連携をすると真逆です。危ない危ない制度です。マイナンバー制度廃止を含めて千葉県も国にたいして問題を提起すべきでは？

答：適切な保護措置が講じられています

批判：国が、制度で、やっていますと言つばかり。県民・市民に実害が起きたら誰が責任を取るのだろうか？

